平成２１年（フ）第１８９２号
広島県安芸高田市八千代町上根1172番地１
破産者　梶山　成樹
1　決定年月日　平成22年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６４８号
北海道雨竜郡雨竜町字満寿32番地30
破産者　入倉　伸一
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１３４８号
川崎市幸区小倉1800番地　市営住宅２―401
破産者　鈴木　晴子
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３０４号
神奈川県藤沢市弥勒寺３丁目５番23号　コスモハイツ101
破産者　宇野　　潤
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４１号
神奈川県藤沢市片瀬５丁目18番13号
破産者　相原　孝夫
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９０６号
横浜市金沢区釜利谷東３丁目11番31号
破産者　金子　洋治
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８号
東京都町田市忠生３丁目３番地13　サニーコーポ１―105
破産者　枕辺　進一
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第７５５号
滋賀県草津市西渋川２丁目９番４号
破産者　長田　浩子（旧姓松本）
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２号
大津市坂本８丁目31番57―203号、申立時の住所大津市穴太３丁目12番36号、前々住所広島市東区戸坂数甲２丁目５番11―202号　ニューシティ戸坂
破産者　武田　　出
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８５号
滋賀県野洲市大篠原1898番地３
破産者　北河　邦彦
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２３６７号
京都府向日市鶏冠井町東井戸23番地の14
破産者　曽根　幸彦
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２４９４号
京都府向日市鶏冠井町東井戸23番地の14
破産者　曽根　光枝
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３００号
京都市伏見区納所中河原３番地126
破産者　大西　義明
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０８号
京都府亀岡市保津町上大年１番地５
破産者　藤野建設こと　藤野　　勲
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第９６９３号
大阪府豊中市北緑丘１丁目２番６―609号
破産者　岩村　俊亮
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１３２号
大阪府寝屋川市寿町36番22号、前住所大阪府枚方市出口５丁目５番17号
破産者　池上多美男
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０２９９号
大阪府豊中市東豊中町５丁目１番14―101号
破産者　森下　真紀
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５６３号
奈良市田原春日野町１番地の１
破産者　三好　昌男
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６４号
島根県簸川郡斐川町大字神庭1137番地
破産者　福島　正司
1　決定年月日　平成22年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部